

タイトル	台湾における民主主義と憲法：近時の社会事件や学生運動から見た台湾民主主義の課題
著者	鄭，明政； Cheng, Ming Chen
引用	北海学園大学法学研究，50(3・4)：708-691
発行日	2015-03-30

## 資 料

## 〈講演〉台湾における民主主義と憲法

—— 近時の社会事件や学生運動から見た台湾民主主義の課題 ——

鄭 明 政

## 1. 台湾人四百年の歴史 —— 外来政権の支配

こんにちは、台湾・勤益科技大学の鄭と申します。本日は、北海学園大学法学部カフェでの講演の機会をいただきまして、本当に光栄に存じます。私は、7年前に初めて札幌に来て、北大法学研究科で常本照樹先生のもとで勉強しています。その後、学位を取得し、2年半ぐらい法学研究科の助教を務め、ちょうど去年（2013年）の今ごろ台湾に帰国して、現職につきました。

私が現在勤めております大学は、小さいときから育った台中市にあります。台中市は、その名のとおり、台湾の中部に位置しています。もともとは小さな地方都市でしたが、2010年12月25日に、台中県と台中市が合併して直轄市となりました。現在の総人口は約270万人で、台湾三大都市の一つといわれております。

台湾についてあまりご存知でない方もいらっしゃると思いますので、やや本日のテーマから離れるかもしれませんが、まず台湾の概要について紹介させていただきますと思います。

まず、皆さまご存じのとおり、台湾は、沖縄の近く、与那国島からわずか100キロほど南に位置しております。ほぼ36000平方キロメートルの国土面積に約2300万人の人口を抱えており、人口密度は1平方キロあたり645人と極めて高く、コンビニの密度も世界一といわれております。コンビニだけでなく、バイクの台数も世界有数でしょう。一般道路には、排気ガス対策にマスクをつけてバイクに乗り通勤している人々があふれています。また、ほとんどの大学生がバイクを1台は持っています。これは、台湾では交通インフラの整備がとても遅れており、地下鉄やバスなどの公共交通機関があまりに少ないので、おそらく首都圏以外の都市では、車やバイクがないと移動できないからだと思います。インフラの整備が遅れている理由については諸説ありますが、一説によれば、戦後、台湾を統治してきた中国国民党は、中国大陸を取り戻すことばかり考えており、軍事を優先させて台湾のインフラ整備

を後回しにする政策をとってきたために、台湾には暫定的、応急措置的なインフラ整備事業しかなされてこなかった、ということです。

国民党による統治の前、17世紀には、オランダがおよそ40年にわたって台湾の南部、現在の台南市のあたりを統治していました。後に鄭成功がオランダ人を追い出し、台湾で初めて漢民族の政権を誕生させましたが、中国清朝からの鎮圧によって、その政権もわずか20年ほどで瓦解し、その後200年あまり、中国清朝による統治時代が続きました。1898年、日清戦争に敗れた中国清朝が講和条約（下関条約）にしたがって、台湾を日本に割譲したことにより、50年間の日本統治時代がスタートします。1945年に日本が降伏したことにより、当時、中国大陸を支配していた中華民国政府＝中国国民党（蒋介石政権）が台湾を統治することになりました。中華民国政府は、1948年中国大陸における主導権争い（内戦）で共産党に敗れ、1949年に本拠を台湾に移転させてから2000年まで政権党として台湾を統治し続けてきました。つまり、1635年から、台湾はほぼ400年にわたってオランダ、中国（清朝）、日本、蒋介石政権などの外来政権によって統治されて続けてきた、ということができます<sup>(1)</sup>。

## 2. 台湾の民主化 ― 権威主義体制の転換

このように、台湾の歴史を簡単に振り返ってみますと、台湾は、列強諸国の植民地ないし外交上の駒、あるいは中国共産党に対する抵抗の拠点として、歴史の荒波に翻弄され続けてきたわけですが、1980年代以降、国際的な民主化ブームにのって、あるいは1988年の蒋経国（蒋介石の息子）総統の死亡をきっかけに、権威主義体制が動揺し、台湾でも急テンポで民主化に向けた制度改革が進むようになりました<sup>(2)</sup>。具体的には、当時副総統だった李登輝が憲法の定める手続に基づいて総統になると、1991年5月には中国との内戦状態を前提する関係法律、いわゆる「動員戡乱時期臨時條款」<sup>(3)</sup>を廃止して、ようやく中華民国憲法の本文を本気に施行し始めました<sup>(4)</sup>。そういうことで、1991年は台湾民主化の元年ともいえるかもしれない。その後、憲法を改正し、1996年にはいわゆる普通・直接選挙による総統選挙を実現させました<sup>(5)</sup>。台湾における初の民選総統には、もちろん、民主化に向けた制度改革を断行してきた李登輝（初の台湾人総統）が選出されました。90年代当時、民主化を実現するためには中華民国の諸制度を徹底的にぶっ壊さなければならない、という主張も強かったのですが<sup>(6)</sup>、李登輝が立法院議員選挙を再開し、民主化政策と本土化政策をすすめたことにより、中華民国体制の打破という主張は弱まり、むしろ「中華民国は台湾にある」というスローガンのもとで、中華民国すなわち台湾である、という台湾アイデンティティが急速に形成されました。こ

うして現在の台湾では、中華民国体制を否定する声あまりきかれなくなりましたが中国との関係については、多くの人「現状維持」を主張しています。すなわち、中華民国憲法の枠組みのもとで、統一しない、独立しない、武力を行使しないという台湾海峡兩岸の現状を維持する政策を支持していますが、中華民国体制における台湾の法的地位や中国との関係をどのように捉えるべきか、という課題をめぐる、実際には様々な難しい（政治的な）問題が生じています。

この難問についてはさておき、ここで申し上げておきたいのは、台湾の民主化は、憲法を解冻した本 90 年代の総統選挙や国会議員選挙を起点としており、一連の選挙の実現によって、展開されてきました。つまり、台湾における民主主義はとても若い、ということです。そう考えると、台湾の民主主義は 20 歳になるかならないか、といった程度で、他の先進諸国に比べればまだまだ「お子様」といわれるかもしれませんが、1987 年に 38 年間存続した戒厳令が解除されてからは政党活動も活発になり、現在では、中国国民党と民主進歩党の 2 大政党制の様相を呈しています。とはいえ、2 つの政党は、政治学でいう保守系や革新系といった対立軸、いわゆる右か左かといった政治的思想の区別が曖昧です。一般的に、国民党は中国との統合を志向しており、民進党は中国からの独立を志向していると認識されていますが、政党のロゴの色に合せて「青か緑か」、という区別ばかりがメディアを賑わせるユニークな状態が続いています。つまり、台湾における最大の政治的関心事は、政治思想以上に、中国との関係にかかわる国家意識やアイデンティティなのです。中国との統合を志向するにせよ、独立を志向するにせよ、このような政治的関心事についても民主主義による議論が可能になったわけで、このような民主主義の進展において、権威体制の転換（崩壊）に伴う社会混乱が最小限に抑えられ、台湾の憲法及び司法院大法官の憲法解釈が果たした役割もけっして小さくないと思います。そこで、ここからは台湾の憲法についてお話ししたいと思います。

### 3. 中華民国（台湾）憲法の民主的正統性 ― 七回の憲法革命

現在の台湾における憲法の正式な名称は、「中華民国憲法」です。しかし、この憲法は、1931 年の「軍訓時期約法」や 1936 年の「五五憲法草案」などの討議をへて、1946 年 11 月に当時、中華民国政府の首都南京における制憲国民大会で採択され、1947 年元旦に公布、同年 12 月 25 日に施行なったものだから、その効力は、明らかに当時まだ日本が統治していた台湾におよんでいません。もちろん、台湾総督の安藤利吉と中華民国政府の陳儀との間で降伏文書が交わされた 1945 年 10 月 25 日をもって、日本の台湾統治は実質的に終

焉しているのですが、日本が台湾における主権を放棄したのは、1951年のサンフランシスコ講和条約、あるいは翌52年に中華民国と締結した日華平和条約においてのことです。したがって、この憲法が制定された当時、台湾はまだ日本の主権下にあったわけで、もっとも、この憲法の制定過程に、台湾人が参加していたとはいえません。そのため、中華民国憲法に基づいて現在の台湾における統治制度が運営されていることをめぐり、しばしばその民主的正統性が問題となっています。

しかし、憲法の民主的正統性よりも深刻な問題があります。それは、憲法の規範としての効力の問題です。戦後、中華民国政府＝国民党政府は、共産党との内線状態に対応するため、戒厳体制（1949年5月20日～1987年7月15日）をとり続けてきました。また、上述の動員戡乱時期臨時條款を制定し、これによって国内最高法規である憲法を凍結してきたのです。そのため、暫定的、臨時的であったはずの戒厳令や国家緊急権が長期的に発動され、結局、38年間にわたって、すべての国家権力を掌握していた総統による独裁政治が横行し続けてきたわけです。戒厳令が38年間もしかけていたというのは、国際的にみてもきわめて異常な事態で、おそらく世界最長記録だと思います。国民党による一党独裁体制だったこの時期には、警備総司令部による令状なしの逮捕が日常茶飯事であり、国家による人権侵害の状況はきわめて深刻、立憲主義の基本原理解でもある権力分立も形骸化しており、中華民国憲法は、凍結されていたどころか、実質的には憲法改正の限界を超えて憲法破棄の状態にあったわけです。もちろん、中華民国憲法にも司法府に違憲審査権を認める条項がありましたが、この時期には何の効力ももちえませんでした。さらに学界でも、憲法を平時憲法と戦時憲法に区分し、政治的現実を重視して平時憲法の凍結を追認する説まで登場しました。

このような名目的または意味論的憲法の閉鎖状況が打開されたのは、ようやく90年代になって戒厳令や動員戡乱時期臨時條款が廃止されてからのことです。中華民国憲法が解凍され、政党の結成が認められ、表現の自由等々の人権が実質的に保障されるようになってから、台湾は民主化への道を急速に走るようになります。しかし、中華民国憲法の民主的正統性の問題は、依然として残されていました。この問題をめぐり、新たに憲法を制定するか、それとも憲法を修正するか、という議論があったのですが、結局、台湾では、国民党主導のもとで、新憲法の制定ではなく、憲法の改正で対処していくことになりました。中華民国憲法は、これまでに7回修正されています。アメリカ合衆国における憲法修正に倣い、憲法の条文そのものを修正するのではなく、増補条文を憲法典の最後に加え、既存の条項を修正ないし凍結する方式を採っているため、現在の中華民国憲法は、やや複雑な構成となっています。

す<sup>(8)</sup>。しかし、これまでの7回の修正は、すべて台湾において実施されており、中華民国憲法は、ようやく台湾ないし台湾人による社会契約といえるものになってきたといえます。一般的には、7回の憲法修正によって7回の憲法革命（ほとんど、統治機構の改革）を経たと理解されており、これによって中華民国憲法に民主的正統性が認められるようになったわけです。

#### 4. 民主主義と人権保障との相互作用 — 台湾大法官の憲法解釈

民主化が進展するとともに、司法院による違憲審査も活発になってきました<sup>(9)</sup>。台湾において違憲審査権を有するのは、司法院の大法官会議です。台湾の司法院大法官会議は、ドイツの憲法裁判所と類似したものです。司法院大法官会議は、日本の最高裁と同様に15名の大法官によって構成されていますが、個別の具体的な訴訟事件の最終審を担当しません。任期は8年で再任は認められていません。大法官会議の主な役割は、憲法解釈の他に、法解釈の統一、政党の憲法適合性審査、総統および副総統の弾劾裁判の審理です。このように、台湾では、抽象的違憲審査制度が採られており、司法院は、一般の訴訟を審理しないため、司法行政機関としての性格が明確になっています。

戒厳令が解除されてから、大法官会議の司法審査が活発になり、大法官は、積極的に違憲判断を行い、憲法解釈をとおして立憲主義の発展及び人権保障をかなり改善させ、台湾の民主化にも大きく貢献してきたといえます。たとえば、大法官积字第261号解釈(1990年6月21日)により、国会議員の定期的な選挙が回復されました。その後、大法官は、たびたび高度に政治的な事件に対しても、明確に違憲の法律の効力を失効宣告させて、憲法上明文の人権条項の解釈だけでなく、憲法が例挙していない婚姻制度やプライバシー権や人間の尊厳などの基本的人権および憲法秩序の確立に力を入れています。しかし他方で、行きすぎた司法積極主義や、曖昧な違憲審査基準に対する批判もしばしばなされています。それでも、大法官から違憲と判断された法律は、おおよそ言い渡された期間内に改正・廃止されていますので、違憲審査制度の機能は基本的に果たされているといえるでしょう。ただ、大法官は、憲法条項の文言だけではなく、形式的な原意主義にも拘らず、憲法の原理や立憲主義の原理等に基づく憲法解釈を示すようになってきました。たとえば、大法官积字第499号解釈(2000年3月24日)において、大法官会議は、国民大会代表(憲法制定代表者)がその任期を延長する憲法修正案を自ら可決した事件に対して、国民主権および民主主義の原則などの立憲主義の根幹に違反する事態であり憲法の修正は無効である、と判示しました。このように、憲法修正の限界を明確にした大法官解釈(憲法解釈)として評価されていますが、可決された憲法修正条項を司法院が無効にしたことは、司法超積極主

義といえるほどです。それでもこのような解釈が示された決定的な要因は、憲法の機能が回復し、民主主義が常態となってから、大法官も徐々に国民の支持を得たと思われます。したがって、民主主義の深化と人権保障の促進が互いに支えあう関係にあることは、台湾で証明されたと言えるでしょう。

## 5. 国際人権規約（自由権規約および社会権規約）の国内法化 — 人権立国をめざして

台湾では、民主主義の進展にともなって、人権保障に対する意識も高まっています。台湾政府も2000年ころから、人権保障を重視する姿勢を示すために、「人権立国」をスローガンに掲げています。しかし、先程お話しした7回の憲法修正は、いずれも統治制度に関するもので、人権条項についてはほとんど触れていません。また、7回目の憲法修正により、憲法修正のハードルが高くなりました。つまり、国会議員の4分の1の発議により、4分の3以上が出席する議会において、出席議員の4分の3の賛成によって修正案の可決となります。それから半年以内に国民投票を経なければならず、憲法にいう中華民国「自由地域」すなわち「台湾」居住の有権者の過半数の賛成があってはじめて憲法を修正できるようになりました。このように、憲法修正のハードルが高くなり、人権保障に関する憲法修正がかなり困難になったために注目されるようになったのが国際人権規約です。

人権に関する国際条約においても、とりわけ国際人権規約、自由権規約と社会権規約が重要なものであることは、いうまでもありません。自由権規約と社会権規約は、1966年に国連において採択されたものですが、当時の中華民国は、国連の常任理事国でした。国連における採択後、様々な要因で各国の批准が遅れ、中華民国政府の代表も1967年に同規約に署名しました。しかし、ご存知のように、1971年に国連総会第2758号決議（アルバニア決議）により、中華民国を代表する蒋介石政権は国連から追放されてしまいましたので、中国の正統な政府は共産党政府ということになり、その後、中華民国政府の代表は同規約の批准および発効の手續を完成させることができませんでした。現在でも台湾の国連加盟が認められていませんので、人権規約に基づく報告書の提出や個人通報制度等の救済を求めることもできません。それにもかかわらず、いや、そうであればこそ、人権保障をより確実なものとするために、台湾の立法院は、自ら国際人権規約の内容を国内法化することにしたわけです。こうして2009年12月に制定されたのが、「人権規約執行法」です。台湾では、このことを「両規約の国内法化」といい、同執行法を通常法律に優位する特別法と位置づけています。また、現行法の両規約との整合性を調査し、矛盾している法律を修正する作業も進められています。そこで

はもっぱら、死刑や拘留制度、軍事裁判等、刑事法ないし刑事訴訟法における齟齬が指摘されています<sup>(10)</sup>。

このように、戒厳令が解除されてからの20年間、台湾における民主化は、かなりの成果をあげてきていますが、新たな問題も生じています。

もともと台湾諸島に暮らしていた原住民族や台湾人、戦後になって台湾に移住してきた外省人、客家人等の漢民族の他に、近年、タイやインドネシアやベトナムからの労働者や国際結婚による外国からの新住者が急激に増えています。このことは、基本的に多元的社会につながるものとして好意的に受け容れられていますが、台湾の経済、政治、文化などあらゆる分野に大きな変化をもたらしました。ここには、馬英九政権になってから中国との経済的關係が急速に深まっていることも大きく影響しています。たとえば、土地や家屋の不動産価格が異常に高騰しており、信用を重視し適正価格を維持してきた商店等も、このような事態に便乗して不当に価格をつり上げるようになってきました。その結果、台湾の人々の生活格差や文化の低下などの問題が続出してきて、その不満が大学生等の若い世代を中心に噴出するようになりました。ここで、最近のふたつの大きな事件を紹介したいと思います。

## 6. 総統と国会議長との対立——9月政治闘争

2013年9月6日、馬英九総統は、日本の国会の議長にあたる王金平立法院長が司法事件に干渉した疑いがあるとの認識を示しました。馬総統は、台湾の検察庁の特捜部長からの捜査報告を受け、緊急記者会見を開き、「王立法院長は議長として適任ではない」と強調し、早期辞任を促したのです。これに対して王議長は疑惑を全面的に否定しました。その後、王議長は、国民党本部で開かれた党紀委員会で疑惑について釈明したものの、規律委員会はこれを認めず、王議長の党籍をはく奪しました。日本では党籍を失っても議員を続けることができますが、台湾では比例代表によって当選した議員は、党籍を失えば議員を続けることができません<sup>(11)</sup>。当然のことながら、王議長は党籍はく奪を不服として、国民党および裁判所に異議を申し立てました。この一連の騒動が「9月政治闘争」といわれるものです。やがて王議長の捜査において検察庁が盗聴までしていたことが明らかになりました。馬総統は「王立法院長は司法の独立を侵害した」と厳しい批判を展開していましたが、王立法院長も「違法な捜査に基づく批判など到底容認できない」と反論し、対立姿勢を鮮明にしました。違法な盗聴までしていた検察当局の捜査手法に対する反発もあり、世論は王立法院長に同情的で、世論調査における馬総統の支持率はわずか9%にまで急落。立法院における審議も空転状態となり、市民団体の大規模な反政府デモを懸念する国民党は、9月29日に予定されて

いた全国大会の延期を余儀なくされました。

この騒動では、検察庁による盗聴という違法そうな捜査のみならず、国家の総統が、時には党首として党の内規をもちだして党所属の立法院議員の身分や公職人事を操ろうとしたことが問題視されました。王立法院長は、国民党の内規をもちだした馬党首によって除籍処分とされたために、立法院長の役職どころか立法院議員の身分まで失うことになりました。除籍処分を不服とし党籍存続確認を求めた訴訟において、台北地方法院は、王立法院長の主張を認める判決を下しました。こうして、半年ほど続いた「9月政治闘争」に一応の幕がおりたのですが、裁判所は、政党の内規の適用ないし解釈が争われた事案であったにもかかわらず、いわゆる部分社会論を適用しませんでした。裁判所は、国民党が憲法または民主主義におけるもっとも重要な原則である適正手続を経ずに除籍処分を決定したことを問題視したわけです。

国民党党首でもある馬英九総統が王立法院長の運営手法に不満を募らせていたことが、「9月政治闘争」が生じた背景にあるといわれていますが、この騒動以降、馬総統が党所属の議員の活動をコントロールしうる党首でもあることについて、権力が集中し過ぎているのではないか、独裁化する傾向にあるのではないかと警戒されるようになりました。

この騒動をめぐり、憲法学界からは、以下のような2つの見解が示されました。

ひとつは、総統という身分は憲法に基づく機関である、というものです。台湾の憲法は、国家権力として、立法権、行政権、司法権に加えて、「考試権」という国家試験や公務員人事を担う権限、さらにスウェーデンのオンブズマン制度と類似に、「監察権」という公務員の不正追及や弾劾を担う権限を定めており、いわゆる「五権分立」制を採用しています。この五権憲法の概念は、孫文によって提唱されたものなのですが、国土面積が広大で人口も桁はずれに多い中国大陆における国家権力のあり方として想定されたものですから、果たして台湾にも相応しいといえるか疑問があります。それに、憲法修正を経て、もともと内閣制度に近いともいえる政府体制は、総統の国民の直接選挙の選出や総統の行政院長の任命権や行政院長の国会同意権の廃止などの修正がされたから、実は超大統領制度になってきました。それはともかく、立憲主義が強調する権力分立のもとで、総統は、実質的に行政権の長という憲法に基づく機関であって、党首などの他の役職に就いている場合、その立場での行為であったとしても、憲法によって授權されている権限を逸脱することはできない、と考えられました。このような見解のもとでは、この一連の騒動において馬総統は、一方で総統として司法府の独立を強調しながら、他方で国民党の党首として同党籍の立法院議員の身分をはく奪しており、立

法府の独立を侵害しているのではないか、権力分立に違反しているのではないか、との懸念が示されることとなります。

もうひとつは、立法院の自律権を重視する見解です。そもそも立法院の議員が司法事件に干渉するなど許されないことですが、検察庁特捜部の見解によれば、王立法院長の干渉行為は、行政法上は違法となりえても、刑法上は問題となりません。特捜部は、司法府の独立を維持するために総統に報告したに過ぎなかったわけです。ただ、検察の特捜部長黄世銘は、その後、捜査中の機密情報漏えいの罪に問われ、地裁によって有罪判決がくだされました。特捜部長が控訴したため、現在も裁判所における審理が続いていますが、ほとんどの国民は、特捜部が盗聴までして王立法院長の捜査をしていたこと、馬総統が党首としての地位まで利用して、自分に都合のよい政治環境をつくりだそうとしたことについて、かつての国民党体制、つまり党と国家が一体化したかつての一元独裁体制に回帰しつつあるのではないかと懸念しているようです。議員の司法事件に対する干渉疑惑は、憲法に由来する権力分立制によって、立法院において調査され、処分が決定されるべき問題です。そうであってはじめて、立法院の自律が維持されたといえます。

しかしながら、馬総統は、このような批判を無視したため、とうとう大規模な学生運動が発生することになりました。

## 7. 国会議場の占領——ひまわり学生運動

皆さんもすでにご存知だと思いますが、今年(2014年)の3月18日、台湾において、立法院が学生グループに占拠されるという前代未聞の事件が起きました。この事件の背景を簡単にお話します。

2013年の6月下旬、馬英九政権が中国政府と「兩岸サービス貿易協定」を締結する見とおしである、とのニュースが報じられました。この報道に世論が激しく反発したため、立法院は、立法院における審議を経て可決されなければ成立しない、との立場を明らかにし、この協定を条項ごとに審議して、それぞれについて採決するとの方針を示したのです。そして、この協定を審議する前に、16回の公聴会を開催することになりました。ところが、まだ公聴会が開催されたのみで、本格的な審議に至っていない段階だったにもかかわらず、3月17日、国民党の張慶忠内政委員長が同協定の審議を一方向的に打ち切り、強行採決しようとした。台湾の立法院も日本の国会と同じように、委員会制を採っていますが、張内政委員長は、「内政委員会における3か月の審議期限を超過しており、本協定案に関する審議は尽くされたと思われるので、本協定案は、内政委員会を通過し、本会議に送付されました」と宣言したのです。この事態に、当初からこの協定をめぐる審議に不信感を抱

いていた学生たちの不満が爆発し、3月18日の夜におよそ300名の学生が立法院に突入し、占拠する事態に至りました。

学生たちは、馬英九総統や江宜樞行政院院長が国民党の内政委員にこの協定の早期通過を迫った張本人である、と指弾し、謝罪を要求しました。さらに「兩岸協議監督法」を定め、それに基づいて兩岸サービス貿易協定を内政委員会に差し戻し、当初の約束どおり逐条審議するよう求めました。学生たちと彼・彼女らの支持者がひまわりの花をシンボルとしたことから、立法院を占拠した学生グループと、これを支持して立法院周辺を占拠した学生や市民の運動は、「ひまわり学生運動（太陽花学運）」と呼ばれています。しかし、馬総統や江行政院長は、学生グループの要求を突っぱね、謝罪するどころか、学生たちの行動を批判したため、23日には一部の学生や市民が行政院の敷地にも突入し、警察隊と衝突。多数の負傷者がいましたが、馬総統と学生グループは、その責任が相手側にあると非難し合うばかりでした。学生グループが作戦を変更し、30日に総統府前において抗議集会の開催をよびかけたところ、主催者の発表で約50万人、警察の発表でも約11万人もの人々が参加したそうです。

結局、王立法院長が立法院を占拠している学生たちと握手を交わしつつ、「兩岸協議監督法を立法する前に、兩岸サービス貿易協定を審議する与野党協議を召集することはない」との声明を出したところ、学生たちは、まず法律を定めてから審議を進めるという「先立法、再審査」の主張が受け容れられたと理解し、4月10日の夜に立法院から撤退しました。こうして、この事態は一応の収束をみます。現在は、学生たちの立法院占拠行為について、集会法違反や公物損害罪の適用が検討されているようですが、今後の経過も注視していかなければなりません。

## 8. 中国をめぐる葛藤——不義の再現？

なお、先月（2014年6月）は、台湾政策担当の中国政府高官が台湾を訪問したのですが、その訪問に抗議するために集まった市民グループが馬政権によって捕えられ、ホテルに軟禁されるという事態も生じています。台湾政策を担当している中国の閣僚クラスの高官が台湾を訪問するのは初めてのことだったのですが、11日の訪問前の記者会見において、その高官が「台湾の前途は台湾同胞を含む中国人民が共同で決定する」と発言したことから、台湾では中国政府およびその高官に対する反発が強まっていました。その高官の台湾訪問を歓迎しない市民グループは、「台湾の未来は台湾人が決める」等の主張を直接伝えようと、24日から高官滞在予定のホテルに宿泊していたのですが、25日の朝、黒服の男たちが客室のドアロックを壊して侵入し、ホテル

から強制的に退去させようとした。市民グループのメンバーに弁護士がいたため、強制退去は免れましたが、警察とホテルの従業員の監視により、ホテルの部屋で軟禁状態におかれてしまったというのです。このように、中国との交流が進んでいくとともに、台湾の人権保障がこれによって損なわれるような危惧がないわけではない。

時間が限られていますので、台湾における最近の政治状況、憲法状況について駆け足でお話しさせていただきました。最後のまとめに代えて申し上げたいのは、民主化のプロセスは、決して一方通行ではない、ということです。台湾では、民主化の進展とともに、人権も徐々に保障されるようになってきました。しかしながら、中国が経済的に台頭し、潤った財政で軍事力を増強し、国際社会における政治的影響力を急速に高めている現在、台湾における民主主義や人権保障は再び不安定になりつつあります。民主化への道のりを駆け上がっていた台湾は、今や後退しつつあるような「不義の再現」現象があったと、思われます<sup>(12)</sup>。現在の台湾では、民主主義、人権保障をはじめ、政治、経済等々のあらゆる分野において、中国からの影響や干渉といった要素についても検討しなければならない時代になりました。そういう意味で、台湾の憲法学も中国の政治制度や政治的実情について研究しなければならない状況にあります。台湾において、現実の政治に対して憲法の規範的効力をどのように維持してゆけばよいか、あるいはどのようにすればより確かなものにしていけるか。ひとりの憲法学者としてやや途方に暮れる感もないわけではないのですが、まだまだ中国に対する理解も不足しておりますので、この機会に、お集まりいただいた先生方からご指導いただけましたら幸いです。雑駁な報告で恐縮ですが、ご清聴ありがとうございました。

〔付記〕本稿は、筆者が北海学園法学部客員研究員・非常勤講師（法律学応用講義・比較法）として招かれた際に、同法学部第28回法学部カフェ（2014年7月28日、北海学園法学部5号館60番教室）で行った講演の内容を取りまとめ、脚注を施したものである。当日は、司会を務めていただいた樽見弘紀教授をはじめ、聞き手として鈴木光教授・菅原寧格准教授にも協力いただいたほか、参加者の方々からも貴重なご意見をいただいた。その他、客員研究員・非常勤講師としてお迎えくださった北海学園大学法学部の先生方には改めて感謝を申し上げるとともに、記して謝意を表したい。なお、本報告と内容的に深い関連をもつものとして、菅原寧格「台湾ひまわり学運」における民主主義と〈法の支配〉の相剋」（『北海学園大学法学研究』50巻2号）がある。

[注]

- (1) 台湾人の目からの日本植民地統治歴史について、黄昭堂『台湾統治 50 年を総括』（台北：鴻儒堂・2003 年）を参照。なお、民族解放及び階級史観から台湾の歴史を語った日本語文献については、参照、史明『台湾人四百年史——秘められた植民地解放の一断面』（新泉社・1974 年）。
- (2) 野党の結成や戒厳令の解除などの政治改革については、参照『台湾——四百年の歴史と展望』（中公新書・1999 年）207 頁以下。
- (3) この 1948 年に制定された「動員戡乱時期臨時條款」は、内戦状況に対応するために臨時法として位置づけられたが、43 年間存続して憲法本文（基本的人権など）を凍結し、総統及び国会議員の任期を無期限化させたから、後述のように、憲法規定を凌駕する異物である。
- (4) 中華民国の憲法史についても、君塚正臣編『比較憲法』（ミネルヴァ書房・2012 年）66-67 頁を参照。
- (5) 当時、総統選挙について、国民の直接選挙か、それとも委任選挙かのような論争があった。高輝陽「台湾総統選挙法案——「委任直選」之研究」大阪国際大学紀要第 6 号（1993 年 9 月）79-95 頁を参照。
- (6) 当時の台湾憲法改革の問題については、参照、許慶雄「台湾憲法体制の諸問題——1990 年代以降の憲法改正と中心に」北大法学論集第 46 巻 6 号（1997 年 4 月）205-221 頁。
- (7) 若林正文教授の言葉でいうと、90 年代の選挙は、台湾の政治体制の移行の完成を表す「出発選挙」である。村上和也「中華民国（台湾）における政治体制の移行：権力闘争と「統独」問題を中心にして」北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル 4 号（1997 年 10 月）326 頁。
- (8) 台湾の憲法改正の概要に関しては、蔡柱国「台湾の憲法改正について——その原型、改正状況と展望」白鷗法学第 14 巻 1 号（2007 年 5 月）13-35 頁を参照。
- (9) 台湾の違憲審査制については、参照、李仁淼「台湾における違憲審査制の近時動向：日本憲法裁判所の経験を通じて、台湾司法院の位置づけを考える」札幌学園法学第 21 巻 1 号（2004 年 9 月）135-221 頁、同氏「台湾における違憲審査制」北大法学論集第 47 巻 5 号（1997 年 2 月）1527-1579 頁。また、台湾司法院大法官の制度及び機能について、参照、翁岳生「司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展」日本台湾学報第 13 号（2011 年 5 月）。（日本語訳：林成蔚・坂口一成）
- (10) 国内法化の検討について、参照、張文貞「国際人権規範の実現への待望：台湾における両規約実施 2 年目における検討」法律時報第 84 巻 5 号（2012 年 5 月）81-85 頁。（日本語訳：娜仁花）
- (11) 台湾の選挙制度について、曾琳雁「台湾における選挙制度改革についての考察」同志社政策科学院生論集第 2 巻（2013 年 1 月）49-63 頁。李嘉進「台湾と日本における国会選挙制度改革の比較研究：台湾の「単一選挙区二票制」と日本の「小選挙区比例表並立制」の政党政治に対する影響」問題と研究：アジア太平洋研究専門誌第 41 巻 3 号（2012 年 7 月）89-120 頁を参照。

- (12) 馬政権発足後、台湾の人権状況の後退について、参照、呉豪人「遅れてきた正義を追い求めて：台湾における修復的司法の現状と課題」金沢法学第56巻2号（2014年2月）130頁以下。



## 講演解説

菅原 寧 格

本稿は、2014年7月28日、第28回北海学園大学法学部カフェにおいて行われた上掲の講演、鄭明政「台湾における民主主義と憲法——近時の社会事件や学生運動から見た台湾民主主義の課題——」についての「講演解説」である。本講演が行われた当日は、質疑応答に先立ち、筆者とともに「聞き手」を務められた鈴木光教授と司会の樽見弘紀教授からも、コメントが寄せられた。そこで、以下、「話し手」である鄭氏のプロフィールを紹介した後に、氏からの応答も含めたおおよその内容を記しておくことにする。

鄭氏の専攻は憲法学であり、論文「社会給付と生存権保障の憲法理論—日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心として—」により2011年6月に博士（法学）の学位を北海道大学から授与されている。その後、氏は同年4月には北海道大学大学院法学研究科に助教として採用され、2013年7月までの期間を札幌での法学研究・教育に従事されたが、同年8月に故郷である台湾台中市に戻られ、台湾国立勤益科技大学にて助理教授に就任され活躍中のところ、2014年度北海学園大学法学部客員研究員として来学され、法学部としては、第1学期集中講義「法律学応用講義・比較法」も担当していただく機会を得た次第である。

鄭氏の講演に続けて、まず、筆者から、「台湾における民主主義と憲法」を論じる際には、国民国家の問題を考慮しておく必要があるとの指摘をした。そもそも、台湾政治や憲法の問題を日本で議論するといいつつも、肝心の日本が台湾を国家として承認しているわけではなく、世界では台湾を国家として認めている国家の方が圧倒的に少ないのが実態である。しかし、そうであるとすれば、主権的国民国家としての日本では当然に議論の前提となるような事柄が、台湾の場合においては必ずしも前提にできない場合が往々にあるわけだから、日本で台湾に関する問題を議論する際にはこの点を注意しなければならない、という趣旨のコメントをした。

また、筆者からは、2014年3月から4月にかけて展開された「ひまわり学生運動」とは、法哲学的観点からみると、政府の決定に対する正当性の問題が争われたということが出来るけれども、それは、中国大陸との兩岸サービ

## 講演解説

ス協定を締結することの是非を争っていたのか、協定を結ぶかどうかを議論するための議論の仕方の是非を争っていたのか、どのように理解すべきかを尋ねた。

すると、このような筆者のコメントと質問に続けて、司会の樽見教授から、「ひまわり学生運動」には、これまでの市民運動とは非常に異なる点があるのではないかという大変興味深い所感が示された。樽見教授によると、学生たちは「ひまわり」という巨大な造花を象徴として掲げたわけだが、そのような造花にすぎない「ひまわり」を通じて、光、希望を恋い焦がれている様相が示されていたわけで、この点で、従来のものとは一味違った、いわば「新しい市民運動」という印象を受けたとのことであった。

こうした筆者と樽見教授の発言に対して、鄭氏は基本的に賛意を示されるとともに、筆者の問いについては、次のように回答された。もちろん学生たちは政府に対して全面的に抗議することも考えられたと思う。だが、台湾の社会状況や、運動の担い手となった学生たち自身が抱えていた現実的な事情に照らしてみた場合、支持者からの支援を得られるかどうかを含めて考えた結果として、手続面に絞って政府に抗議活動をすることが戦略的に選択されたのではないか。また、その方がコンセンサスを得られると考えたからではないかと思われる、とのことであった。

また、鈴木教授からは、日本とは異なる歴史的・社会的背景を持つ憲法秩序であるということから、日本にとっては実に近くて遠い国が台湾であるとのコメントをいただいた。その上で、二点の質問が提起された。それは、第一に、台湾では民主主義を実現する方法として、総統の直接選挙が実施されているにもかかわらず、「ひまわり学生運動」のような反政府的な騒動が起きてしまっている。そうであるとすれば、これは、民主政治の問題として、どのように理解すればよいのかという問題であった。そして、第二に、講演では直接触れられていなかったが、日本で集団的自衛権をめぐる議論との関係で徴兵制についても議論が及ぶようになってきていることとの関連でみると、台湾では数年前まで憲法に基づく制度として徴兵制があったはずだが、現在では停止され廃止されたと聞いている。この辺りの事情は、どのように理解すればよいのかという点が問われた。

これらに対する鄭氏の回答は、次のようなものであった。確かに、国民の直接選挙によって選出されるという外観からみれば、台湾の総統はアメリカの大統領制に似ている面もある。けれども、立法院の同意とは無関係に行政院長の任命権を有するという権力構造からみれば、いわゆる大統領制や内閣制とは違うものとして理解するのが適切である。総統とは憲法上は軍隊の長であるが、内政についての権限は必ずしも明らかなわけではなく、行政院長

を任命するにとどまっているとみることも可能である。したがって、立憲民主主義の観点からみると、行政の直接的責任者は総統ではなく、行政院長が負うべきとみるのが妥当である。ただ、行政院長とは総統の意を受けた者が就任するわけだから、この点からみれば、あくまでも行政の最終的責任は総統に帰すべきとする余地が出てくることも確かなことである。しかしながら、総統が実際に失政の責任を負うというケースはなく、総統は別の者を行政院長に据え替えることによって国民の批判をかわずという事態が横行しているのが現況である。もちろん、この辺りをいかに改革するのかという点は台湾政治の重要な課題であり、そのためには憲法改正または新憲法の制定が必要となる可能性が高い。しかし、鄭氏によると、憲法改正は立法委員（国会議員）の四分の三以上の発案により、四分の三の出席を得て、出席した委員の四分の三以上の賛成議決をもって、最後に、国民の有権者総数の過半数の承認によってはじめて成立する。一方、新憲法の制定は、中国との難しい関係に深くかかわっているから、当分、いずれも見込みが薄いのではないかとのことであった。

鈴木教授の二点目の質問については、徴兵制の停止・廃止に関わる財政上の問題としての選択という観点が示されるとともに、現在では、早くも徴兵制を復活させるべきだとの議論が生じているとの回答があった。その理由は、徴兵制から志願制に移行しても、軍人の給与が低いため人員を確保することが困難であり、給与を上げざるをえないような状況だからである。しかし、そういう状況であるならば、むしろ財政上の問題を理由として停止・廃止しようとした徴兵制を復活させた方がコストはかからないのではないかと、ということ議論が起きているとのことであった。

最後に、筆者から、台湾における国民党と民進党との関係が保守と革新と性格づけられるとすれば、その革新勢力である民進党が日本の保守勢力である自民党と、「たすきがけ」のような形で親和的關係にあることについて、これは大変興味深い現象であることを述べた。両党とも「現状維持」を主張するものの、何が「現状維持」なのか、いつから「現状」が始まっているのかという起点の問題については不問に付している。そして、不問に付しているのみならず、台湾の独立という論点を重視する民進党からは、みずからと同じ革新勢力ではなく、日本の保守勢力の台頭を歓迎するような動向さえ窺える。もっとも、こうした台湾の政治動向に対して例えば日本の革新勢力はどのように理解し応えているのかは不透明であり、正面から議論されることはまったくといっていいほどない。それゆえ、日台双方の革新勢力が何をもって「現状」とみなし、それをどのように「維持」していくことができるのかということを見通すには、目下、極めて困難な状況の下に置かれている。

## 講演解説

そして、こうした状況の下であるからこそ、集団的自衛権を認める方向で東アジアにおける日本の軍事的プレゼンスを高めたいと願う日本国内の保守勢力という存在が、「現状維持」の名の下で新たなパワーバランスの形成を進めたいと願う、すなわち、中国大陸との緊張関係を維持しつつ大陸との相対的距離を保持することで台湾の独立色を示したいと願う民進党にとっては、非常に魅力的なパートナーとして頼もしく映っているのではないかと述べた。

2014年11月に行われた台湾の統一地方選挙では国民党が惨敗し民進党が圧勝した現況を踏まえると、そして、12月14日に実施される日本の衆議院議員総選挙では自民党が単独で総議席数の3分の2を超える見込みであるとの報道が飛び交う状況を踏まえると、今後の台湾国内の政治情勢や日台関係はもちろん、台中、日中にとどまらない日台中の「三角関係」の行方が改めて重要性を増し注目されるべきであることについては言を俟たない。

厳しい時間の制約もあるなか、重要な問題提起をしてくださった鄭氏には改めて感謝の拍手が贈られ、当日の講演会は盛会のうちに幕を閉じた。お集まりいただいた方々、会を支えてくださったスタッフには記して謝意を表したい。